

障がい福祉サービス事業 指導調書

短期入所

事業所名

運営指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚告 236	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
平 18 厚告 539	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価
平 18 厚告 543	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準
平 18 厚告 545	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
平 18 厚告 548	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者
平 18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準
平 18 厚告 556	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者
平 18 厚告 572	障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に運営指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄(適・否・非該当)の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は運営指導実施日の10日前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め(2か所止め)してください。

作成日 令和 6 年 6 月 3 日

第1 基本方針（法第43条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
基本方針	（１）指定短期入所事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。	平18厚令171 第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（２）指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平18厚令171 第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（３）指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。	平18厚令171 第114条	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第43条第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業者の員数	指定短期入所事業所には、従業者を次の基準により置いているか。				
（１）併設事業所 ①指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	従業者の員数は、当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。	法第43条第1項 平18厚令171 第115条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
②指定宿泊型自立訓練事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	従業者の員数は、イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数となっているか。 イ 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上			適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(2) 空床利用型事業所 ① 指定障がい者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	従業者の員数は、当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 115 条第 2 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
② 指定宿泊型自立訓練事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	従業者の員数は、イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数となっているか。 イ 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く） 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 名以下については 1 以上、7 名以上については 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上			適・否・非該当	
(3) 単独型事業所	単独型事業所には、生活支援員を次の基準により置いているか。				
① 指定生活介護事業所等	従業者の員数は、イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数となっているか。 イ 指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ロ それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が 6 名以下については、1 以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7 名以上においては 1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	平 18 厚令 171 第 115 条第 3 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
② 指定生活介護事業所等以外	従業者の員数は、当該日の利用者の数が 6 名以下については、1 以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7 名以上においては 1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上となっているか。			適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
2 管理者	指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。	平 18 厚令 171 第 116 条 準用（第 51 条）	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	

※指定障がい者支援施設等：指定障がい者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設

※指定宿泊型自立訓練事業者（所）等：指定宿泊型自立訓練（生活訓練）事業者（所）、指定共同生活援助事業者（所）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（所）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（所）

※指定生活介護事業所等：指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者所又は指定障がい児通所支援事業所

第 3 設備に関する基準（法第 43 条第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
設備及び備品等	（１）指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第 5 条第 8 項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。	平 18 厚令 171 第 117 条第 1 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（２）併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときに、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。	平 18 厚令 171 第 117 条第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表	適・否・非該当	
	（３）空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。	平 18 厚令 171 第 117 条第 3 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（４）単独型事業所にあつては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。	平 18 厚令 171 第 117 条第 4 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（５）（４）に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。 ① 居室 ア 居室の定員は 4 人以下となっているか。 イ 地階に設けていないか。 ウ 利用者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8 平方メートル以上となっているか。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ② 食堂	平 18 厚令 171 第 117 条第 5 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。 ③ 浴室 利用者の特性に応じたものであるか。 ④ 洗面所 ア 居室のある階ごとに設けているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。 ⑤ 便所 ア 居室のある階ごとに設けているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。				

第4 運営に関する基準（法第43条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定短期入所事業者は、支給決定障がい者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171 第125条準用 （第9条第1項）	重要事項説明書 利用契約書	適・否・非該当	
	（2）指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171 第125条準用 （第9条第2項）	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 提供拒否の禁止	指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第125条準用 （第11条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
3 連絡調整に対する協力	指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171 第125条準用 （第12条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171 第125条準用 （第13条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 受給資格の確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量	平18厚令171 第125条準用	受給者証の写し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	等を確認しているか。	(第14条)			
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令171第125条準用 (第15条第1項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171第125条準用 (第15条第2項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171第125条準用 (第16条)	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
8 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171第125条準用 (第17条第1項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171第125条準用 (第17条第2項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
9 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を指定短期入所の提供の都度、記録しているか。	平18厚令171第125条準用 (第19条第1項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。	平18厚令171第125条準用 (第19条第2項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
10 指定短期入所の開始及び終了	(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。	平18厚令171第118条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	平18厚令171第118条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
11 入退所の記録の記載等	(1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を、支給決定障がい者等の受給者証に記載しているか。	平18厚令171第119条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障がい者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障がい者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部	平18厚令171第119条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	分の写しを市町村に提出しているか。				
12 指定短期入所事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13 の (1) から (3) までは掲げる支払については、この限りでない。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 20 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 20 条第 2 項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料	適・否・非該当 適・否・非該当	
12 の 2 利用者負担額にかかる管理	指定短期入所事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項 (法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額 (利用者負担額合計額) を算定しているか。 この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者等及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 22 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 120 条第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定短期入所に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 120 条第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障がい者等から受けることができる次に掲げる費用の支払いを支給決定障がい者等から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 指定短期入所事業所の利用者のうち、障害者総合支援法施行令 (平成	平 18 厚令 171 第 120 条第 3 項 平 18 厚令 171 第 120 条第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	18 年政令第 10 号) 第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障がい者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障がい者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障がい者にあつては、16 万円未満）であるもの又は第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 光熱水費 ③ 日用品費 ④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障がい者等に負担させることが適当と認められるもの	第 17 条 第 1～4 号			
	(4) (3) の①及び②に掲げる費用については、平成 18 年厚生労働省告示第 545 号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	平 18 厚令 171 第 120 条第 4 項 平 18 厚告 545	重要事項説明書	適・否・非該当	
	(5) 指定短期入所事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しているか。	平 18 厚令 171 第 120 条第 5 項	領収書	適・否・非該当	
	(6) 指定短期入所事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 120 条第 6 項	重要事項説明書	適・否・非該当	
14 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 23 条第 1 項)	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 23 条第 2 項)	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
15 指定短期入所の取扱方針	(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	平 18 厚令 171 第 121 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 121 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 18 厚令 171 第 121 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 121 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
16 サービスの提供	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	平 18 厚令 171 第 122 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	平 18 厚令 171 第 122 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障がい者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。	平 18 厚令 171 第 122 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。	平 18 厚令 171 第 122 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。	平 18 厚令 171 第 122 条第 5 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
17 緊急時等の対応	従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 28 条)	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
18 支給決定障がい者等に関する市町村への通知	指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 29 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 運営規程	指定短期入所事業者は、次に掲げる事業（第 2 の 1 の (2) の規定の適用を受ける施設にあっては③を除く。）の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 171 第 123 条	運営規程	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
20 業務継続計画の策定等	(1) 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 33 条の 2)	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年 1 回以上 ※訓練：年 1 回以上		研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類	適・否・非該当	
21 定員の遵守	指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ① 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ② 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ③ 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	平 18 厚令 171 第 124 条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
22 身体拘束等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 35 条の 2 第 1 項)	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 35 条の 2 第 2 項)	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会：年 1 回以上 ②身体拘束等の適正化のための指針の整備	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 35 条の 2 第 3 項)	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ※研修：年1回以上				
23 秘密保持等	(1) 指定短期入所事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平18厚令171第125条準用 (第36条第1項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚令171第125条準用 (第36条第2項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平18厚令171第125条準用 (第36条第3項)	個人情報同意書	適・否・非該当	
24 情報の提供等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平18厚令171第125条準用 (第37条第1項)	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚令171第125条準用 (第37条第2項)	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
25 利益供与等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171第125条準用 (第38条第1項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171第125条準用 (第38条第2項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 苦情解決	(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171第125条準用 (第39条第1項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平18厚令171第125条準用 (第39条第2項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若	平18厚令171第125条準用	市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(第39条第3項)	たことが分かる書類		
	(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に、法第11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長)が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第125条準用 (第39条第4項)	都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第125条準用 (第39条第5項)	都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(6) 指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平18厚令171 第125条準用 (第39条第6項)	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平18厚令171 第125条準用 (第39条第7項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
27 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第125条準用 (第40条第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平18厚令171 第125条準用 (第40条第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平18厚令171 第125条準用 (第40条第3項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
28 虐待の	指定短期入所事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ	平18厚令171	委員会議事録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
防止	る措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会：年1回以上 ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ※研修：年1回以上 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置	第125条準用 （第40条の2）	研修を実施したことが分かる書類 担当者を設置していることが分かる書類		
29 会計の区分	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平18厚令171 第125条準用 （第41条）	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
30 記録の整備	（1）指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平18厚令171 第125条準用 （第42条第1項）	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	（2）指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存しているか。	平18厚令171 第125条準用 （第42条第2項）	各種記録簿冊	適・否・非該当	
31 相談及び援助	指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平18厚令171 第125条準用（第60条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
32 管理者の責務	（1）指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	平18厚令171 第125条準用 （第66条第1項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定短期入所事業所の管理者は、当該短期入所事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号「指定障がい福祉サービス基準」第6章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171 第125条準用 （第66条第2項） 平18厚令171 第6章	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
33 勤務体制の確保等	（1）指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平18厚令171 第125条準用 （第68条第1項）	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	（2）指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	平18厚令171 第125条準用 （第68条第2項）	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	（3）指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令171 第125条準用	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		(第68条第3項)			
	(4) 指定短期入所事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第125条準用 (第68条第4項)	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
34 非常災害対策	(1) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	平18厚令171 第125条準用 (第70条第1項)	非常災害対策計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平18厚令171 第125条準用 (第70条第2項)	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	
	【浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 (3) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画	適・否・非該当	
35 衛生管理等	(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平18厚令171 第125条準用 (第90条第1項)	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ※委員会：3月に1回以上 ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上	平18厚令171 第125条準用 (第90条第2項)	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
36 地域との連携等	指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平18厚令171 第125条準用 (第74条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
37 健康管理	指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平18厚令171 第125条準用 (第87条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
38 協力医	指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、	平18厚令171	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
療機関	協力医療機関を定めてあるか。	第 125 条準用 (第 91 条)			
39 掲示	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 又は、指定短期入所事業者は、(1) に規定する事項を記載した書面を当該指定短期入所事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 18 厚令 171 第 125 条準用 (第 92 条第 1 項・第 2 項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
40 電磁的記録等	(1) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第5 共生型障がい福祉サービスに関する基準

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準	(1) 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定短期入所生活介護事業所等)の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護(指定短期入所生活介護等)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であるか。	平 18 厚令 171 第 125 条の 2	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であるか。		勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
	（３）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
２ 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	（１）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 平方メートル以上であるか。	平 18 厚令 171 第 125 条の 3	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	（２）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であるか。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（３）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
３ 準用	（第 1 の（３）、第 2 の 2 及び第 4 を準用）	平 18 厚令 171 第 125 条の 4 準用 （第 9 条、第 11 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 42 条まで、第 51 条、第 60 条、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 87 条、第 90 条から第 92 条まで、第 114 条及び前節（第 124 条及び第 125	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		条を除く。)			
4 電磁的記録等	(1) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平 18 厚 令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の 障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 18 厚 令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第6 変更の届出等（法第46条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	(1) 指定短期入所事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第7 介護給付費の算定及び取扱い（法第29条3項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額とする。	平 18 厚 告 523 の一 平 18 厚 告 539 法第29条第3項	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1	平 18 厚 告 523 の二	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。			
2 短期入所サービス費	次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする者に対して、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ①18歳以上の障がい者で、支援区分1以上 ②障がい児支援区分1以上		適・否・非該当	
イ 福祉型短期入所サービス費				
(1) 福祉型短期入所サービス費 (I)	区分1以上に該当する利用者（障がい児を除く。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注1	適・否・非該当	
(2) 福祉型短期入所サービス費 (II)	区分1以上に該当する利用者（障がい児を除く。）が、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注2	適・否・非該当	
(3) 福祉型短期入所サービス費 (III)	障がい児支援区分1以上に該当する障がい児に対して、指定短期入所を行った場合に、障がい児の障がいの支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注3 平18厚告572	適・否・非該当	
(4) 福祉型短期入所サービス費 (IV)	障がい児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援、共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障がい児の障がいの支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注4	適・否・非該当	
(5) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)	別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 第556号告示別表第1 (1) レスプレーター管理 (2) 気管内挿管、気管切開 (3) 鼻咽頭エアウェイ (4) O2吸入又はspO2 90 パーセント以下の状態が10 パーセント以上 (5) 6回／日以上頻回の吸引 (6) ネブライザー 6回／日以上又は継続使用 (7) IVH	平18厚告523 別表第7の1の注4の2 平18厚告556の五の四	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(8)経管(経鼻・胃ろうを含む) (9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続する透析(腹膜灌流を含む) (12)定期導尿3回／日以上 (13)人工肛門			
(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注4の3 平18厚告556の五の四	適・否・非該当	
(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障がい児の障がいの支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注4の4 平18厚告556の五の五	適・否・非該当	
(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障がい児の障がいの支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注4の5 平18厚告556の五の五	適・否・非該当	
(9)福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	【令和6年4月1日から】 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、イの(7)又は(8)の算定対象になる利用者については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の1の注4の6 平18厚告556の五の四	適・否・非該当	
(10)福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	【令和6年4月1日から】 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障がい児の障がいの支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、イの(7)、(8)又は(9)の算定対象になる利用者については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の1の注4の7 平18厚告556の五の五	適・否・非該当	
ロ 医療型短期入所サービス費				
(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	次のア又はイに該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ア 18歳以上の利用者 次の①～⑥のいずれかに該当する者	平18厚告523 別表第7の1の注5 平18厚告551の七のイ 平18厚告556の五の六	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	①障がい支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ②障がい支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者 ③重症心身障がい者 ④区分5以上に該当し、強度行動障がいがあり医療的ケアを必要とする者 ⑤区分5以上に該当し、遷延性意識障がいがあり医療的ケアを必要とする者 ⑥その他これらに準ずる者として市町村が認めた者 イ 障がい児 次の⑦又は⑧のいずれかに該当する者 ⑦重症心身障がい児 ⑧医療的ケア児判定スコアが16点以上の障がい児			
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	ロの(1)のア又はイに該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た医療型指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 6 平 18 厚告 551 の七のロ 平 18 厚告 556 の五の六	適・否・非該当	
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	次の①又は②に該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ①障がい支援区分1又は障がい児支援区分1以上に該当し、かつ、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障がい者等若しくはこれに準ずる障がい者 ②障がい支援区分1若しくは障がい児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障がい者 ただし、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定要件に該当する場合を除く。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 7 平 18 厚告 236 平 18 厚告 551 の七のロ	適・否・非該当	
ハ 医療型特定短期入所サービス費				
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	ロの(1)のア又はイに該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 8 平 18 厚告 551 の七のイ 平 18 厚告 556 の五の六	適・否・非該当	
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	ロの(1)のア又はイに該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 9 平 18 厚告 551 の七のハ 平 18 厚告 556 の五の六	適・否・非該当	
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	ロの(3)の①又は②に該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 10 平 18 厚告 551 の七のハ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
ス費（Ⅲ）				
（４）医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、ロの（１）のア又はイに該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 11 平 18 厚告 551 の七のイ 平 18 厚告 556 の五の六	適・否・非該当	
（５）医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、ロの（１）のア又はイに該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 12 平 18 厚告 551 の七のロ 平 18 厚告 556 の五の六	適・否・非該当	
（６）医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、ロの（３）の①又は②に該当する者に対して、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 13 平 18 厚告 236 平 18 厚告 551 の七のロ	適・否・非該当	
ニ 共生型短期入所サービス費				
（１）共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）	区分 1 又は障がい児支援区分 1 以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所の事業を行う事業所において共生型短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 2	適・否・非該当	
（２）共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）	区分 1 又は障がい児支援区分 1 以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 3	適・否・非該当	
（３）共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 4 平 18 厚告 556 の五の七	適・否・非該当	
（４）共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 5 平 18 厚告 556 の五の七	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 の短期入所サービス費イからニの算定にかかる減算・加算等				
大規模減算	利用定員が 20 人以上であるとし市長に届け出た単独事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。 ただし、11 の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 2	適・否・非該当	
情報公表未報告減算	【令和 6 年 4 月 1 日から】 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 3	適・否・非該当	
業務継続計画未策定減算	【令和 6 年 4 月 1 日から】 第 4 の 20 の（1）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 4	適・否・非該当	
身体拘束廃止未実施減算	【令和 6 年 4 月 1 日から】 指定障がい福祉サービス基準第 125 条及び 125 条の 4 において準用する指定障がい福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 5	適・否・非該当	
虐待防止措置未実施減算	【令和 6 年 4 月 1 日から】 第 4 の 28 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 6	適・否・非該当	
福祉専門職員配置等加算	共生型短期入所サービス費については、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障がい福祉サービス基準第 125 条の 2 第 2 号又は第 125 条の 3 第 2 号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の①又は②に掲げる割合以上であるものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ①又は②に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 100 分の 35 15 単位 ② 100 分の 25 10 単位	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 7	適・否・非該当	
地域生活拠点である場合の加算	【令和 6 年 3 月 31 日まで】 地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し指定サービスを行った場合に、当該指定サービスの利用を開始した日について、1 日につき所定単位数を加算しているか。 【令和 6 年 4 月 1 日から】	平 18 厚告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 5 平 18 厚告 523	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し指定サービスを行った場合に、当該指定サービスの利用を開始した日について、1日につき所定単位数を加算しているか。 この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして市長に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、さらに所定単位数に200単位加算しているか。	別表第7の1の注15の8 平18厚告556の五の八 平18厚告551の七の二	適・否・非該当	
定員超過利用	（1）併設事業所及び単独型事業所の場合	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
併設型及び単独型事業所	① 1日当たりの利用者の数 （Ⅰ）利用定員50人以下の指定短期入所事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に110%を乗じて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。			
	（Ⅱ）利用定員51人以上の指定短期入所事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に5%を乗じて得た数に、5を加えて得た数を、利用定員に加えて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
	② 過去3月間の利用者の数	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
	過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。			
空床利用型事業所	（2）空床利用型事業所の場合	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
	① 1日当たりの利用者の数 （Ⅰ）本体施設の利用定員50人以下の指定短期入所事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、本体施設の利用定員に110%を乗じて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。			
	（Ⅱ）本体施設の利用定員51人以上の指定短期入所事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、本体施設の利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に55を加えて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
	② 過去3月間の利用者の数	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
	過去3月間の延べ利用者数が、本体施設の利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。			

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
サービス提供職員欠如	(1) 併設事業所及び単独型事業所の場合 指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数が、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 （一） 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 （二） 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
併設型及び単独型事業所				
空床利用型事業所	(2) 空床利用型事業所の場合 指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 （一） 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 （二） 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50	平18厚告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三	適・否・非該当	
障がい福祉サービス相互の算定関係	利用者が短期入所以外の障がい福祉サービス又は障がい児通所支援若しくは障がい児入所支援を受けている間（イの(2)若しくは(4)又はハの(4)、(5)若しくは(6)を算定する場合を除く）は、短期入所サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第7の1の注17	適・否・非該当	
短期入所の日数	短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとしているか。 ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所等、指定共同生活援助事業所等、指定障がい者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日を含み、退所の日は含まれない。		適・否・非該当	
3 短期利用加算	指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（指定短期入所事業所等）において、指定短期入所又は共生型短期入所（指定短期入所等）を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第7の2の注	適・否・非該当	
3の2 常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、別表第7の1の注16に該当する場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第7の2の2注	適・否・非該当	
3の3 医療的ケア対応支援加算	【令和6年3月31日まで】 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定	平18厚告523 別表第7の2の3注1	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。			
	【令和6年4月1日から】 (1) 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 2 の 3 注 1 平 18 厚告 556 の 五	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (2) 福祉型強化短期入所サービス費又は福祉型強化特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 2 の 3 注 2 平 18 厚告 556 の 五	適・否・非該当	
3 の 4 重 度 障 が い 児 ・ 障 が い 者 対 応 支 援 加 算	【令和6年3月31日まで】 福祉型短期入所サービス費の福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）から（Ⅳ）又は共生型短期入所サービス費の共生型短期入所（福祉強化型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分 5 若しくは区分 6 又は障がい児支援区分 3 に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 2 の 4 注	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分 5 若しくは区分 6 又は障がい児支援区分 3 に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 2 の 4 注	適・否・非該当	
4 重度障 がい者支援 加算	【令和6年3月31日まで】 (1) 指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 3 の注 1	適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 (2) 重度障がい者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の（2）に規定する別に別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 100 単位を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 3 の注 2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
重度障がい者支援加算（Ⅰ）	【令和6年4月1日から】 （１）重度障がい者支援加算（Ⅰ）については、指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第7の3の注1	適・否・非該当	
	（２）重度障がい者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業者等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6（障がい児にあっては、これを相当する支援の度合）に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の（２）に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。	平18厚告523 別表第7の3の注2 平18厚告551の七のホ 平18厚告548の十二	適・否・非該当	
	（３）（２）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定め施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	平18厚告523 別表第7の3の注3 平18厚告551の七のヘ 平18厚告556の五の二	適・否・非該当	
重度障がい者支援加算（Ⅱ）	（４）重度障がい者支援加算（Ⅱ）については、指定短期入所事業所等において、区分4以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合。（５）において同じ。）に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の（２）に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、重度障がい者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。	平18厚告523 別表第7の3の注4	適・否・非該当	
	（５）重度障がい者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の（２）に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算しているか。	平18厚告523 別表第7の3の注5 平18厚告551七のホ 平18厚告548の十二	適・否・非該当	
	（６）（５）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	平18厚告523 別表第7の3の注6 平18厚告551の七のヘ 平18厚告556の五の二	適・否・非該当	
5 単独型加算	（１）単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、ロに規定する医療型短期入所サービス費又はハに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第7の4の注1	適・否・非該当	
	（２）単独型事業所において、イの(2)の福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、イの(4)の福祉型短期	平18厚告523	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	入所サービス費(Ⅳ)、イの(6)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又はイの(8)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。	別表第7の4の注2		
6 医療連携体制加算	【令和6年3月31日まで】 (1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1のイの(5)～(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期サービス費若しくは1のニの(3)もしくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障がい者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注1	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イの(5)～(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、ロの(1)～(3)の医療型短期入所サービス費、ハの(1)～(6)の医療型特定短期入所サービス費若しくはニの(3)(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障がい者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注1	適・否・非該当	
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注2	適・否・非該当	
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注3	適・否・非該当	
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所	平18厚告523	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	事業所等に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	別表第7の5の注4 平18厚告556の五の九		
	(5)医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)を算定している利用者については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注5 平18厚告556の五の九	適・否・非該当	
	(6)医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注6 平18厚告556の五の十	適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 (7)医療連携体制加算(VII)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1のイの(5)～(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注7	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (7)医療連携体制加算(VII)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1のイの(5)～(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のイの(9)(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第7の5の注7	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(8) 医療連携体制加算(Ⅷ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1のイの(5)～(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの(1)～(3)の医療型短期入所サービス費若しくはハの(1)～(6)の医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の 注 8	適・否・非該当	
	(9) 医療連携体制加算(Ⅸ)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 5 の 注 9 平 18 厚告 551 の七のト	適・否・非該当	
7 栄養士配置加算	(1) 栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 6 の 注 1	適・否・非該当	
	(2) 栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1のイ又はロの医療型短期入所サービス費又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 6 の 注 2	適・否・非該当	
8 利用者負担上限額管理加算	指定障がい福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、指定障がい福祉サービス基準第125条又は第125条の4において準用する指定障がい福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 7 の 注	適・否・非該当	
9 食事提供体制加算	【令和6年3月31日まで】 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等に從事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別にこども家庭庁長官及び厚生労働が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 8 の 注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	【令和6年4月1日から】 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等に從事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 8 の注	適・否・非該当	
10 緊急短期入所受入加算	(1) 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)については、1のイの福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の六に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 9 の注 1 平 18 厚告 556 の六	適・否・非該当	
	(2) 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の六に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 9 の注 2 平 18 厚告 556 の六	適・否・非該当	
11 定員超過特例加算	指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の六に規定する者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、第 4 運営に関する基準の 21 に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10 日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 10 の注 平 18 厚告 556 の六	適・否・非該当	
12 特別重度支援加算	(1) 特別重度支援加算(Ⅰ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、厚生労働省告示第 556 号の七に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 11 の注 1 平 18 厚告 556 の七	適・否・非該当	
	(2) 特別重度支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の七の二に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(1)を算定している場合には算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 11 の注 2 平 18 厚告 556 の七の二	適・否・非該当	
	(3) 特別重度支援加算(Ⅲ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号の八に定め	平 18 厚告 523 別表第 7 の 11 の注 3	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	る者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(1)又は(2)を算定している場合には、算定しない。	平 18 厚告 556 の八		
13 送迎加算	(1) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号の二のイに定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等を除く。)において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 7 の 12 の注 1 平 24 厚告 268 の二	適・否・非該当	
	(2) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号の二のロに定める送迎を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎	平 18 厚告 523 別表第 7 の 12 の注 2	適・否・非該当	
14 日中活動支援加算	次の①から③までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者(保育士等)が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。 ②利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定サービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 ③利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。	平 18 厚告第 523 号 別表第 7 の 13 の注	適・否・非該当	
15 医療型短期入所受入前支援加算	【令和 6 年 4 月 1 日から】 (1) 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)については、1 のロの医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。 ただし、2 の福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定しない。	平 18 厚告第 523 号 別表第 7 の 13 の 2 注 1 平 18 厚告 551 の七のチ	適・否・非該当	
	【令和 6 年 4 月 1 日から】 (2) 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)については、1 のロの医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。 ただし、2 の福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定しない。	平 18 厚告第 523 号 別表第 7 の 13 の 2 注 2 平 18 厚告 551 の七のリ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
16 集中的支援加算	【令和6年4月1日から】 (1) 集中的支援加算(Ⅰ)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号 別表第7の13の3注1 平18厚告556一の二	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (2) 集中的支援加算(Ⅱ)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障がい等を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障がい福祉サービスを行う事業所又は指定障がい者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号 別表第7の13の3注2 平18厚告556一の二	適・否・非該当	
17 福祉・介護職員処遇改善加算	【令和6年5月31日まで】 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定ない。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数	平18厚告523 別表第7の14の注 平18厚告543の二十	適・否・非該当	
18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	【令和6年5月31日まで】 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、2から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523 別表第7の15の注 平18厚告543の二十一	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	【令和6年5月31日まで】 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合は、2から16までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523 別表第7の16の注 平18厚告543の二十一の二	適・否・非該当	
20 福祉・介護職員等処遇改善加算	【令和6年6月1日から】 (1)別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)(2)において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ①福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数 ②福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数 ③福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数 (2)令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等((1)の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる単位数を加算している場合にあっては、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ①福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)2から16までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ②福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)2から16までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 ③福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)2から16までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ④福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)2から16までにより算定した単位数の1000分108に相当する単位数 ⑤福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)2から16までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 ⑥福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)2から16までにより算定した単位数の1000分の80	平18厚告523 別表第7の14の注 平18厚告543の二十	適・否・非該当	(2)については、令和6年5月31日時点で、14~16の全部又は一部を算定している場合につき、14~16の算定状況に応じた経過措置区分を規定したもの

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	に相当する単位数 ⑦福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）2から16までにより算定した単位数の1000分の87 に相当する単位数 ⑧福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）2から16までにより算定した単位数の1000分の87 に相当する単位数 ⑨福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）2から16までにより算定した単位数の1000分の59 に相当する単位数			